

クロネコヤマトの

海外引越



ヤマト運輸

# 日本への お引越情報



住所

25/F., Port 33, 33 Tseuk Luk Street, San Po Kong,  
Kowloon, Hong Kong



電話番号

2375-6268(日本語) / 2262-0635(英語・中国語)



担当者

中桐・クリスタル・ヨコ




連絡先

[moving@yamatohk.com.hk](mailto:moving@yamatohk.com.hk)



日本語対応 | ENGLISH AVAILABLE

 **ご帰国の予定が決まりましたら、下記内容をお知らせください。**


お名前	フルネームをお知らせください。
ご勤務先名	会社名をお知らせください。
ご住所・ご連絡先	ご住所(マンション名)、 会社やご自宅の電話番号・EMAILなどをお知らせください。
ご帰国時期	未定の場合は、予定日をお知らせください。
ご帰国先	未定の場合は、都道府県のみで結構ですのでお知らせください。
ご希望の下見日	下見日時のご希望をお知らせください。



 **お電話をいただいたあと、下見をし、お見積書をお送りします。**

お荷物量の算定	お荷物の全体量を拝見します。お持ち帰りになるもの、お譲りになるもの、 廃棄するものなどをお知らせください。 <u>ご帰国までに新規ご購入予定の物がありましたら、下見時にお伝えください。日本の税関ヘレシートコピーを提出する必要があります。</u>
お見積の提示	下見後、担当よりお見積り金額を提示します。

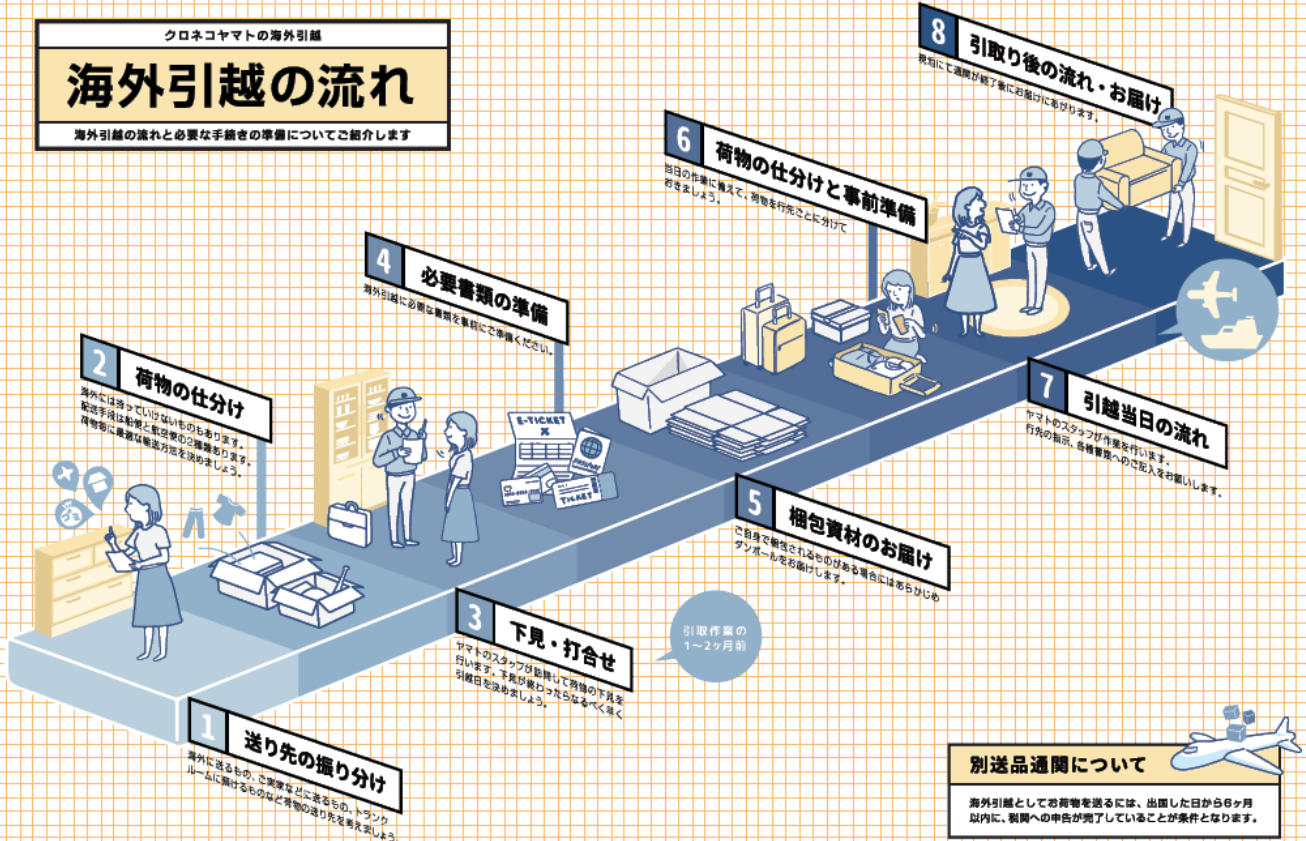


 **ヤマトに決まりましたら、海外引越申込書をお送りください。**

業者確定	ヤマトに決まりましたら、お知らせください。
お申込み	担当より、海外引越申込書(エクセルデータにて)をお送りします。 必要事項をご記入いただきご返信ください。
引取希望日の 打ち合わせ	ご帰国予定日または配達希望日から逆算してお引取日をご相談します。

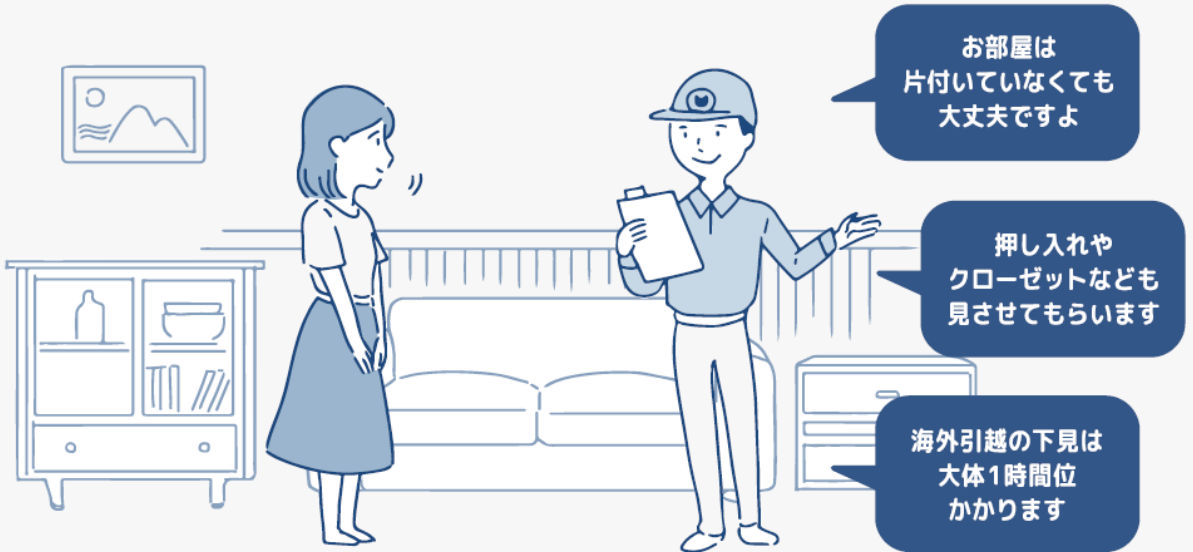
# 海外引越の流れ

海外引越の流れと必要な手続きの準備についてご紹介します



## 下見とは

事前にご自宅の家財全体量の把握、送り先・輸送方法ごとの荷物の量の確認を行います。企業などにお勤めの方で会社規定がある場合には荷物量が規定内に収まるかどうか、確認した内容を基にご案内します。



# 1 お引取り前の準備

## ② トランクルームやご実家に預けたお荷物がありますか？



船便のお荷物より先にご新居に搬入すると片付けがスムーズです。  
ご帰国後は忙しくなりがちですので、ゆとりをもったスケジュールを作成しましょう。

### トランクルームに預けたお荷物

お荷物をご新居に搬入する前に、  
倉庫会社への事前手続きが必要です。  
倉庫会社からお荷物を出庫するのに  
1週間ほど日数がかかります。

### お荷物の出庫手続きについて

日本の営業担当または、  
海外の担当者にご連絡ください。  
どちらでもご対応が可能です。



### ご実家に預けたお荷物

日本にて国内引越の手続きや  
ご実家の方との打ち合わせも必要です。



## サービスアパート・大家さんの備品を確認しましょう。



ご自身の荷物と混ざらないようにし、棚の中、机の上などで分けておきましょう。  
リモコンや鍵などは、1箇所まとめておきましょう。

## ③ 事前に大家さん・不動産会社、レセプションに連絡しましょう。



お住まいによっては、お引取日前に『お引越の申請』(荷物搬出の申請)が必要です。  
お住まいのコンドミニアムによっては、注意が必要な条件があります。

詳細は、不動産管理会社にお問い合わせください。

日本に帰るからこの日に引越をする、と一言伝えておきましょう。  
その一言があるだけで、当日の引越がスムーズに流れます。

「聞いている・聞いていない問題」は、事前に対処しておきましょう。

## 2 お荷物の仕分け方

新品の物は、他のお荷物と分けて置いていただくようお願いします。



前日までに、間違ってダンボールに梱包されないように仕分けをお願いします。

(ご家族様全員分)

パスポート・  
IDカード・ビザ滞  
在許可証

帰国時に  
履かれる靴

鍵(カードキー・玄関の鍵  
オフィスの鍵・クルマの鍵  
スーツケースの鍵など)

高価なアクセサリ  
高価な時計・宝石  
貴金属

運転免許証

印鑑

クレジットカード  
キャッシュカード

手放せないお薬

預貯金通帳・現金  
有価証券・株券・手形

代替が不可能な  
大切なもの



到着後、早く必要な物(例:衣類、台所用品など)をお送りください。  
航空便での食品発送は、検査が厳しいためお勧めいたしません。



・新品の品物がある場合は、レシートのコピーをご用意ください。



お届けまでに多少時間がかかっても支障のない物、かさが大きく、  
重量のある家具などをお送りください。



雨季は、カビなどが発生しやすくなります。  
事前に乾燥剤などをご準備ください。

防虫剤と食品は、一緒に梱包すると  
食品の状態が悪くなります。









- ・和服、毛皮、コート類は手持ちにされることをお勧めします。  
(お荷物自身の変質、変色に関しては保険での補償の対象外となります)
- ・衣類などの虫くいやカビを防ぐため、荷づくり前にできるだけ湿気を取ったり、  
ご心配な方は、防虫剤、除湿剤などをご用意いただければ、一緒に梱包します。
- ・壊れ物、液体物、クリーム状のもの、乾電池類、家電製品、割れ物などは、  
船便をお勧めします。
- ・新品の品物がある場合は、レシートのコピーをご用意ください。




学用品、習い事、下着、薬などの毎日使用する物や帰国後すぐに  
必要な物などは、手荷物で持ち帰りましょう。



### 3 ダンボールのサイズと目安

種類	A	C	D	G
縦×横×高さ (cm)	 46×92×24	 46×66×33	 33×46×33	 35×127×31
容量	0.1 M3	0.1 M3	0.05 M3	0.14 M3
容積重量	20 Kgs	20 Kgs	10 Kgs	28 Kgs
イメージ				
用途	スーツ ジャケット 着物	衣類 雑貨類 台所用品	本 食器 (重い物)	ゴルフ

 ご自身で梱包を希望される場合は、引越当日の3営業日以上前に  
梱包資材の事前お届けをご用意ください。

ご自身で梱包される際には、後述の「5.パッキングリストの書き方について」を  
ご確認ください、ご準備ください。



# 5 パッキングリストの書き方について

パッキングリストは、税関に提出する書類です。  
 数量は正確に、具体的に記載してください。SET・LOT記載はできません。

食品のある場合	お酒のある場合	化粧品・外用剤のある場合	新品がある場合
総称・数量を記載してください。 ↓ 食品リストが必要です	種類・度数・数量を記載してください。 ↓ 食品リストが必要です	品名・容量・数量を記載してください。 ↓ 医薬品等リストが必要です。	新品の物:購入金額を記載してください。 ↓ パッキングリストに、「新品」と記載してください。

種別 <input checked="" type="checkbox"/> 船便(SEA) <input type="checkbox"/> 航空便(AIR)	お荷物の種別を チェックしてください。		
お客様名 <input checked="" type="checkbox"/> MR <input type="checkbox"/> MS NAME	TARO YAMATO	お届け先都市名 CITY OF DEST.	TOKYO
ご案内1) 新品の品物は、NEWに○をしてください。 新品の品物に対して、USEDに○はしないでください。 ご案内2) 使用中の品物は、USEDに○をしてください。			品物ごとに数量を記 載してください。

C/NO.	DESCRIPTION (品名) JAPANESE (日本語)	DESCRIPTION (品名) ENGLISH (英語)	CONDITION (状態)	QUANTITY (数量)	VALUE (価格)
1	靴下		NEW (USED)	20	2000
	下着		NEW (USED)	20	4000
	シャツ		NEW (USED)	10	2000
2	子供用の本		NEW (USED)	30	5000
3	化粧品		NEW / USED	2	5000
	台所用品		NEW (USED)	3	3000
4	おもちゃ		NEW (USED)	25	5000
			NEW / USED		

品物ごとに行を  
 変えて記載してください。

ダンボールごとに  
 番号を振ってください。

品物ごとの保険付保金額を  
 記載してください。  
 金額が「空欄」もしくは、「〇円」  
 は不可です。

品物ごとにNEW・  
 USEDの  
 記載をしてください。

引取責任者署名(YAMATO)

お客様署名(CUSTOMER)

ご署名をお願いします。



## 6 容積・重量の算出方法

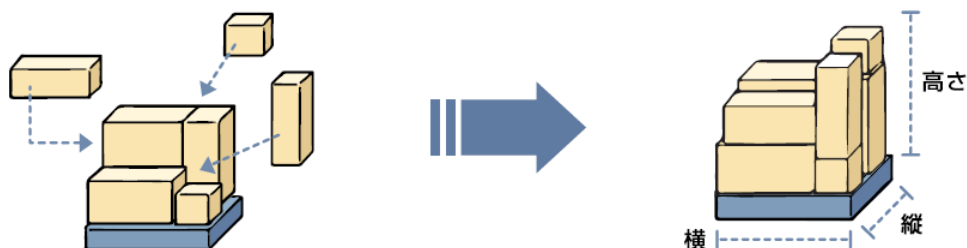


船便の料金は、容積で決まります。

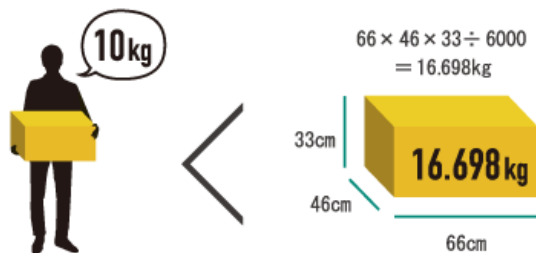
計算の方法は以下の通りです。料金は1m<sup>3</sup>から0.5m<sup>3</sup>単位毎です。

$$\text{容積(m}^3\text{)} = \text{たて(m)} \times \text{よこ(m)} \times \text{たかさ(m)}$$

お引取り後、大きさの異なる箱・荷物をまとめます。  
外側から再梱包(外装梱包)を施し、最終的に容積を検量いたします。



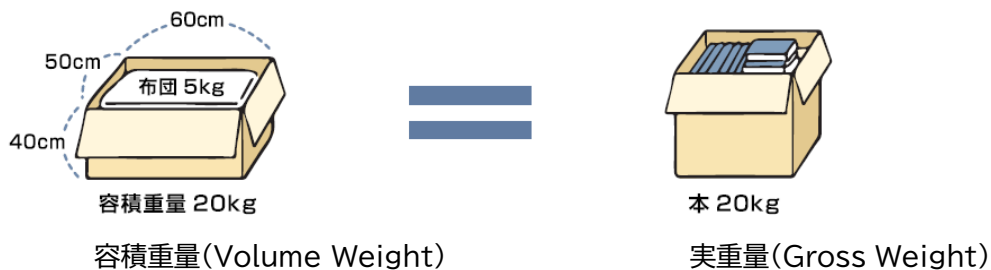
航空便の料金は、実際のお荷物の重さ(実重量)と容積から算出される容積重量を比べて重い方が運賃重量として適用されます。



計算の方法は以下の通りです。料金は10kgs単位毎です。

$$\text{容積重量(kgs)} = \text{たて(cm)} \times \text{よこ(cm)} \times \text{たかさ(cm)} \div 6,000$$

複数箱ある場合、実重量と容積重量を累計し、比較して決まります。  
大きな箱に軽いもの(羽毛布団など)を入れた場合、大きさを考慮した「容積重量」が適用されてしまうため重く計算されます。



## 7 お引越荷物を日本へ送るには・・・

発送名義人が日本へ入国される際に、別送品申告をすること(入国後の輸入通関手続きです)

日本帰国日(入国日)に  
別送品申告をしていただくこと

別送品申告日から  
6ヶ月以内に輸入通関をできること

発送名義人の滞在期間・資格に条件があります。

日本国籍の方

帰国地での滞在期間が  
1年以上あること

- ※ 滞在期間が長い方は、更新前のビザおよび現在有効のビザをご用意ください。
- ※ 1年未満の方は、事前にお知らせください。滞在許可書、賃貸借契約書、公共料金支払控えなどをご用意ください。

日本国籍以外の方

日本に1年以上の  
滞在資格を証明できること

赴任形態をお知らせください。必要書類が異なります。

単身赴任の方

海外引越申込書には、ご本人の情報を  
各項目にご記入ください。

必要書類は、  
ご本人分をご用意ください。

家族帯同の方

海外引越申込書には、配偶者様の情報も  
合わせて各項目にご記入ください。

パスポートコピーは、  
配偶者様・お子様の分もご用意ください。

ご帰国される方、別送品申告される方をお知らせください。発送条件が異なります。

単身赴任の方

別送品申告書は、

ご本人名義で申告をしてください。  
ご本人名義でお荷物を発送します。

- ※ 一時帰国時に申告されている方は、お知らせください。

別送品申告書の申告人数は1人ですので  
お引取りできる制限数量はお1人分です。

ご本人以外のお荷物は、  
お引取りできません。

家族帯同の方

別送品申告書は、

ご家族先行 配偶者様名義で申告、  
帰国の場合 配偶者様名義で  
お荷物を発送します。

このときに、別送品申告されない方のお荷物は、  
原則、お引取りができません。

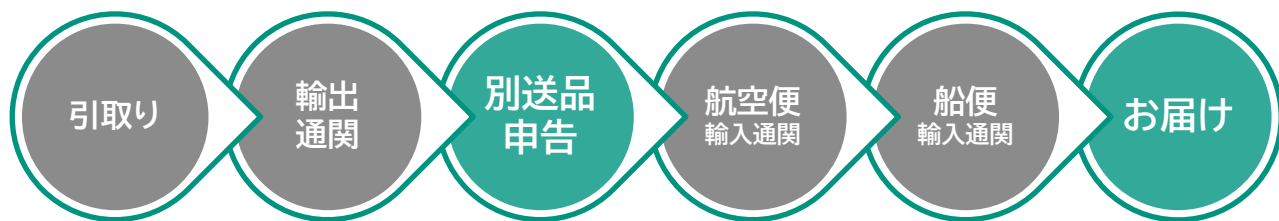
ご家族同伴 ご本人様名義で申告、  
帰国の場合 ご本人様名義で  
お荷物を発送します。

- ※ 一時帰国時に申告されている方は、お知らせください。

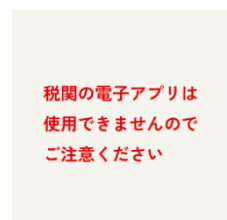
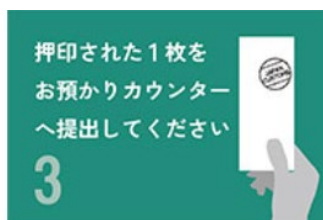
別送品申告書の申告人数に対して  
お引取りできる制限数量は変わります。

ご本人・ご家族様以外のお荷物は、  
お引取りできません。

## 8 お客様にさせていただく手続きと配達までの流れ



ご入国後、サービスセンターからお客様へ、通関や配達などのご案内をします。  
輸入通関手続きはお客様ご入国後に可能なため、ご入国日に合わせたお引取り・発送となります。



別送品申告書の書き方、提出場所は、こちらのQRコードを読み取っていただくと、ご覧いただけます。



## 9 所要日数(日本(東京)への目安の最短日数です。)

航空便

船便

約 10~14 日

約 30~40 日

- ・上記日数は輸入通関手続きに必要な書類が揃っていることが条件です。
- ・上記日数はあくまで目安です。上記都市より遠方の場合には余分に日数がかかります。祝日や年末年始、帰任時期、船舶・航空機のスケジュールや通関事情により変更となることがあります。
- ・日本でのお荷物の無料保管期間は、輸入通関完了後1ヶ月間です。(航空便・船便)

# 10 お荷物の受取り方法について

	航空便	船便
受託制限	あり  3辺合計が <u>160cm</u> まで  1箱の 重さが <u>25kgs</u> まで	なし
受取り方法	宅急便  総重量151kgs以上または、1箱3辺合計200cm、1箱30kgsを超えるお荷物は、海外引越センターよりお届けします。この場合、時間帯指定・配達条件・資材回収は、船便と同じです。	海外引越センター
配達条件	玄関口まで  お届けのみ	お部屋まで  ヤマトで分解した家具の組立・設置を含みます。
時間帯指定	あり  輸入通関完了後に、サービスセンターより配達日・時間帯の打合せを行い、お届けします。	あり  輸入通関完了後に、海外引越センターより配達日・時間帯の打合せを行い、お届けします。
資材回収	なし  お住まいの自治体の定める方法に従って処分をお願いします。	あり  お届けに伺った担当センターへご連絡ください。

ヤマトでは、ご帰国後に、ご不用になった不用品

(家電4品目、パソコン、その他引越廃棄物)をお引取りすることはできません。

所定の方法にてお客様ご自身にてご手配いただくようお願いいたします。

# 11 お客様にご用意いただくもの

書類名		船便	航空便	現地ヤマトに提出
1	<input type="checkbox"/> パスポート・顔写真の1~2ページ コピー ※ 家族帯同の方は、全員分をご用意ください。	○	○	○
2	<input type="checkbox"/> パスポート・ご赴任時の出国印ページ コピー ※ 発送名義人の方をご用意ください。	○	○	○
3	日本国籍の方 <input type="checkbox"/> 就労ビザ コピー ※ 帰国日を含めた過去1年以上の有効期限があるもの ※ 家族帯同の方は、全員分をご用意ください。	○	○	○
	日本国籍以外の方 <input type="checkbox"/> 日本のビザ、在留カードなど コピー ※ 1年以上の有効期限があるもの ※ 家族帯同の方は、全員分をご用意ください。	○	○	○
4	<input type="checkbox"/> 海外引越申込書 引取日5日前までにお送りください。	○	○	○
5	<input type="checkbox"/> 出国を証明する書類 コピー(eチケット)	○	○	○
6	<input type="checkbox"/> 引越荷物の外航貨物海上保険加入依頼票 ヤマトで付保する場合	○ 発送毎	○ 発送毎	○
7	<input type="checkbox"/> 通関委任状 / 日本向け荷物発送に関する同意書	○	○	○
8	<input type="checkbox"/> 価格を証明するもの(新品のものがある場合)	○	○	○
9	<input type="checkbox"/> 食品リスト(船便または航空便で送る場合)	○	○	○
10	<input type="checkbox"/> 医薬品等リスト(船便または航空便で送る場合)	○	○	○
11	<input type="checkbox"/> ビデオテープ、DVD タイトルリスト (映像関係を航空便でお持ち込みされる方のみ)	-	○	○
12	<input type="checkbox"/> パッキングリスト	○	○	○
13	<input type="checkbox"/> インボイス	○	○	○
14	<input type="checkbox"/> 別送品申告書 2枚 税関へ2枚提出後、1枚返却されます。 ※ 巻末:【日本ご到着後の手続きについて】	○ 複数便ある場合は 合算申告してください		到着空港 カウンター

## 12 お引越荷物としてお受けできないもの

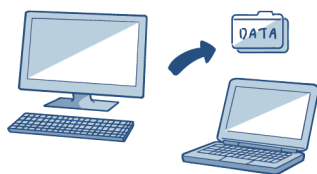
お荷物の中から税関検査にて発見された場合、検査料・処分費用が発生します。  
お客様負担となりますので、予めご了承ください。

爆発物・危険物	火薬類(花火、火薬)、高圧ガス(ガスボンベ、スプレー缶)、可燃性物質(マッチ、ライター)、リチウム電池単体、毒物類(毒物、劇物)、武器(猟銃、空気銃、刀(刃渡り15cm以上)、剣(刃渡り5.5cm以上)など ※模造刀も不可、モデルガン、スタンガン		
動植物関連	ワシントン条約該当品(規制対象に該当する動物・植物、その加工品:ワニ皮製品や象牙製品など)、種・球根・土(土が付着したものを含む)、わら製品(ゴザなど)、生きている動植物		
食料品類	生鮮食品、肉製品		
貴重品	現金、有価証券(手形・小切手・商品券)、貴金属、古美術品、価格価値の算定が困難なもの、クレジットカード、パスポート、免許証など		
文書・書籍	ポルノ、政治的文書	偽造・海賊版	偽造されたもの、海賊版の物品
その他	・車両(自動車、バイク、自走式軽車両) ・麻薬および向精神薬 ・大量薬品 ・腐りやすいもの ・法令などにより輸入証明書や承認書がないとおくれないもの		

※ リチウムイオン電池(内蔵型電化製品を含む)は、航空便のみです。

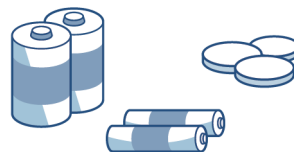


ワシントン条約に抵触するものを使用している象牙の鍵盤や二胡などを日本にお持ち帰りされる場合、通関時にCITESが必要です。CITESは、該当品をお求めになった販売店にてお問い合わせください。CITESがご用意できない場合は、お引取りができません。



### パソコン類

重要なデータは記録媒体に必ずバックアップを取っておいてください。ノート型は手荷物で携行を、デスクトップ型は船便で送ることをおすすめします。



### 乾電池

安全に輸送するために、できるかぎり乾電池を本体から抜いておいてください。

# 13 お引越荷物としてご注意が必要なもの

- ・お荷物の中から税関検査にて発見された場合、検査料・処分費用が発生します。お客様負担となりますので、予めご了承ください。
- ・航空便での食品発送は、検査が厳しいためお勧めいたしません。

動物検疫検査・  
植物検疫検査に  
対象するもの



原則として対象品は、お引取りができません。

植物検疫検査対象品のものは、発送国からの検査証明書が必要です。日本通関時に検査証明書がない場合は、滅却処分扱いとなります。罰則がありますので、十分にご注意ください。



食品

- ・米類(精米・白米・玄米)、穀類・豆類・種類(チアシード、クコの実、アサイーベリー、キヌア、ひよこ豆など)、ドライベジタブル(切り干し大根など)は対象品のため、お引取りができません。
- ・以下いずれかの条件に当てはまる食品は、お引取りができません。
  - 1)小売用市販品でない(市場等で買った食品)
  - 2)密封容器に入っていない(タッパや袋に入っている食品)
  - 3)未開封の状態でない(封が開いている食品)
- ・調味料・香辛料・ドライフルーツ(ドライイチゴを除く)は対象品ですが、以下すべての条件に当てはまる場合は、お引取りができます。
  - 1)小売用市販品である
  - 2)密封容器に入っている
  - 3)未開封の状態である

植物検疫に  
関わるもの

- ・植物を使った装飾品・服飾品・工芸品の場合、加工の度合いによって検査対象です。市場で購入したのも検査対象です。
  - 1)クリスマスツリー、松ぼっくり(塗装やコーティング等の加工を施していない)
  - 2)植物を使った手作りの装飾品・服飾品・工芸品
  - 3)ドライフラワー(プリザーブド・フローゼン)
  - 4)ポップコーンのもと

動物検疫に  
関わるもの

- ・肉製品(ジャーキー、ハム、ソーセージ、ベーコン、肉まんなど)は対象品のため、お引取りができません。

# 13 お引越荷物としてご注意が必要なもの

- ・お荷物の中から税関検査にて発見された場合、検査料・処分費用が発生します。お客様負担となりますので、予めご了承ください。
- ・お手元にある市販薬・処方箋(日本のもの、海外のもの)は、お手荷物でお持ちいただくようお願いします。

	日本のもの	海外のもの
医薬品及び 医薬部外品 育毛剤を含む	日本の市販薬:2ヶ月分以内まで お引取りができます。  日本の処方箋医薬品は、 税関への申告および検査が厳しいため、 お引取りを停止しています。	海外の市販薬および処方箋医薬品は、 薬の成分確認をすることが難しく、 日本の関税法に抵触する場合がありますため、 お引取りを停止しています。
外用剤 処方箋医薬品を除く	1品目24個までお引取りができます。 コンタクトレンズは、1DAY:120枚まで、2WEEK:8枚までお引取りができます。	
化粧品類	シャンプー、リンス、トリートメント、スタイリング、ヘアカラー、洗顔料、石けん、 歯磨き粉、シェービングローション、バスオイル・ソルト、乳液、化粧水、香水、オーデオロン、 ハンドクリーム、日焼け止め、クレンジングクリーム、パウダー、ファンデーション、口紅、 リップクリーム、アイシャドー、アイライナー、マスカラ、チーク	
家庭用医療機器	1セットまで	血圧計・電気マッサージ器など家電量販店で購入できる家庭用のもの。 CPAP(無呼吸症候群治療補助器)の本体(部品・付属品を含む)、 ネブライザーなどは家庭使用のものでもお引取りはできません。
動物用 医薬品、化粧品	お引取りはできません。	
新品・ 海外取得品	新品とは現地にて取得したもので身の回り品6ヶ月以内、家具調度品1年以内に取得したもの(購入品、もらいもの、中古購入品など)  未使用品で購入から6ヶ月以上および1年以上経過しているものであっても税関検査にて 税関が新品と判断したものは新品扱いとされます。 (6ヶ月以上前、1年以上前に購入した証明があれば使用中として認められます。)	
乗り物・ドローン	カヤックなどの船舶類、電動自転車、子供用電動自動車、セグウェイ、 電動(キック/スケート/バランス/ローラー・ボード/スクーター)は、お引取りできません。 ドローンは、総重量100gを超えるものは新品・中古問わずにお引取りできません。	
その他	1点または1組が50万円を超過する毛皮、宝飾品、彫刻・骨董品等の芸術作品その他 これらに類するものは、お引取りはできません。	



# 13 お引越荷物としてご注意が必要なもの



以下の品物は、航空機火災・事故を引き起こす可能性があり、違反した場合には厳しく処罰されます。

## 代表的な一例

<p>スプレー缶</p>	<p>マニキュア・除光液</p>	<p>香水 (オーデコロン・トワレ)</p>	<p>『火気厳禁』の記載があるもの ※「火に近づけないでください」と表記のあるもの</p>
<p>アロマオイル</p>	<p>リチウム電池および リチウム電池を内蔵する製品 ※ゲームコントローラーを含む</p>	<p>インク ※一部メーカーを除く</p>	<p>洗剤・漂白剤・スプレー ※エタノール、アルコールを含むもの ※「過剰な危険」と表記のあるもの</p>
<p>毛染め・白髪染め</p>	<p>花火</p>	<p>カイロ</p>	<p>オイル / ガスライター ・マッチ</p>
<p>炊飯器・ ホームベーカリー</p>	<p>その他の身近な危険品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラッカー</li> <li>・エアゾール噴霧器 / 吸入器</li> <li>・ヘリウムガス</li> <li>・度数の高いお酒</li> <li>・ペンキなどの油性塗料</li> <li>・接着剤</li> <li>・お香</li> <li>・アルコールを含んだ化粧品</li> <li>・虫刺され / 虫よけ</li> <li>・木炭 / 脱臭炭</li> <li>・水銀を含む体温計 / 気圧計</li> <li>・防虫剤 / 殺虫剤 / 消毒剤</li> <li>・磁石</li> </ul>		

## 14 免税の範囲

お米は、お引越荷物としてはお引取りできません。  
お手荷物品としてお持ち帰りください。

個人的に使用すると認められるものに限り、入国者1人あたりに免税枠が与えられます。  
免税範囲は、携帯品と別送品を合わせたものです。

米	年間100kgsの範囲内／成人1人 1回の発送あたり10kgsまで／成人1人								
酒類	3本(760ml／本)								
たばこ	<table><tbody><tr><td>① 紙巻たばこのみの場合</td><td>200本</td></tr><tr><td>② 加熱式たばこのみの場合</td><td>個装等10個</td></tr><tr><td>③ 葉巻たばこのみの場合</td><td>50本</td></tr><tr><td>④ その他の場合</td><td>250g</td></tr></tbody></table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">「アイコス」:200本 「グロー」:200本 「プルーム・テック」:50個</div>	① 紙巻たばこのみの場合	200本	② 加熱式たばこのみの場合	個装等10個	③ 葉巻たばこのみの場合	50本	④ その他の場合	250g
① 紙巻たばこのみの場合	200本								
② 加熱式たばこのみの場合	個装等10個								
③ 葉巻たばこのみの場合	50本								
④ その他の場合	250g								
香水 オード・トワレを除く	2オンス(1オンスは約28ml)								
その他の物品	① 合計額20万円を超える場合には、20万円以内に収まる品物が免税になり、その残りの品物に課税されます。 ② 1個20万円を超える品物は、全額課税されます。								

## 15 日本の連絡先

担当窓口	ヤマト運輸株式会社(国番号:81)  海外生活支援オペレーション支店 サービスセンター(海外からのお引越荷物)  北米担当 / 欧州担当 / アジア担当 に分かれています。 ご赴任国、お客様のお名前をフルネームでお知らせください。
連絡先 (国内専用)	0120-804-814   営業時間 9:00 - 17:00(土日祝日を除く)



ヤマト運輸

クロネコヤマトの

海外引越

日本向け荷物発送のお客様へ

日本ご到着後の手続きについて

大切なご案内

Rev. 2022.04

この度は弊社海外引越サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。  
 日本での輸入通関手続きに際し、「別送品申告書」が必要です。**税関のアプリ・電子申告ゲートは使用できませんので、ご注意ください。必ず有人レーンをお通りください。**  
 空港に到着されましたら、以下の要領でお手続きのほど、よろしくお願いたします。

## 重要

## 日本ご到着後の手続き

STEP 1 荷物引取時もしくは入国までに、別送品申告書を **2枚** 記入してください。※1

[注意] ご入国時の際に、自動化ゲートではなく、有人レーンをお通りください。(入国印が必要です)  
 もしも自動化ゲートを通じた場合は入管係官に入国印を押してもらってください。

※1 「別送品申告書の記入例」(3ページ)を参照ください。

STEP 2 記入した **2枚** を税関の係官に提出して、確認印を押してもらい **1枚** を受け取ります。

STEP 3 その **1枚** を、次ページでご案内している「お預りカウンター」に提出してください。

[注意] 税関の係官に「お客様にて保管をしておいてください」と言われることがございますが、  
別送品申告書は必ず到着空港のお預りカウンターへご提出ください。

## もしも、お預りカウンターにご提出できなかった場合・・・

- ・お預りカウンターの設置されていない空港に到着されたお客様
- ・お預りカウンターに申告書の提出を忘れてしまったお客様
- ・お預りカウンターの営業時間外に到着されたお客様

このようなときは、必要書類を下記送付先にご送付ください。

別送品申告書は再発行できない書類ですので、簡易書留にて送付をお願いいたします。

## 必要書類

- ①別送品申告書(オリジナル・税関押印済みのもの)
  - ②パスポートコピー(顔写真のページ、出入国スタンプのページ)
  - ③ビザ(滞在許可証)のコピー(帰国日を含めた過去1年以上の有効期間のもの)
  - ④(外国籍のお客様)日本のVISA、在留カード等のコピー(1年以上)
- (②・③は海外に滞在していたことを証明する為に必要となります)

## 送付先

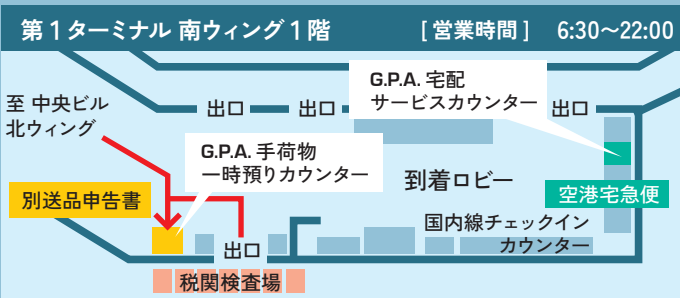
〒289-1608 千葉県山武郡芝山町岩山字井森戸114-7 IACT 成田物流センター 201号  
 ヤマト運輸株式会社 海外生活支援オペレーション支店 | 別送通関担当宛

# 別送品申告書お預りカウンター

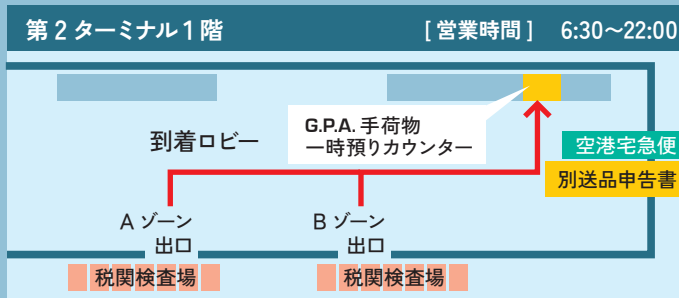
ご提出(税関にて押印済み)頂きました別送品申告書は以下の到着空港にてお預りいたします。

[注意] 空港により、カウンターの営業時間、および別送品申告書と空港宅急便カウンターが異なる場合があります。営業時間は予告なく変更される場合があります。詳しくは各委託カウンターのホームページをご覧ください。

## 成田国際空港



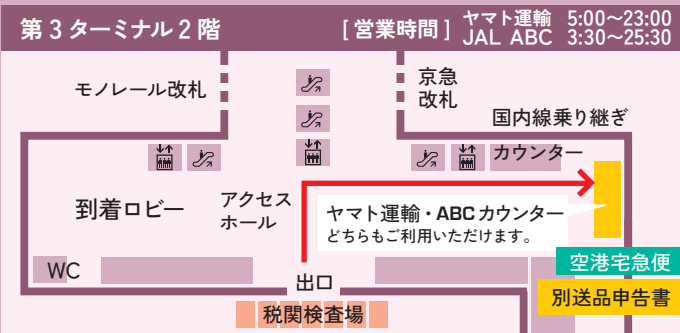
## 委託カウンター：G.P.A. 手荷物一時預りカウンター



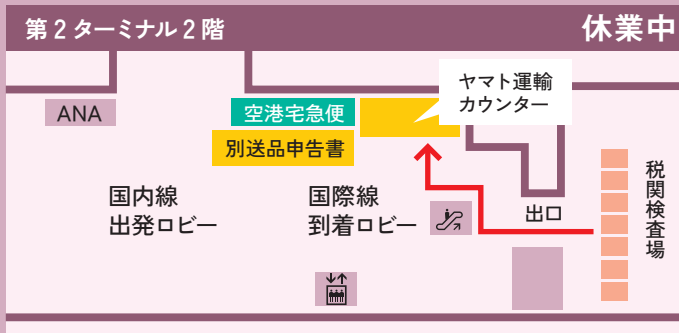
[注意]: 第1ターミナル北ウイングおよび第3ターミナルにお預りカウンターはございません。第1ターミナル南ウイング1階へお越しください。

## 東京国際(羽田)空港

### 委託カウンター：ヤマト運輸 JAL ABC

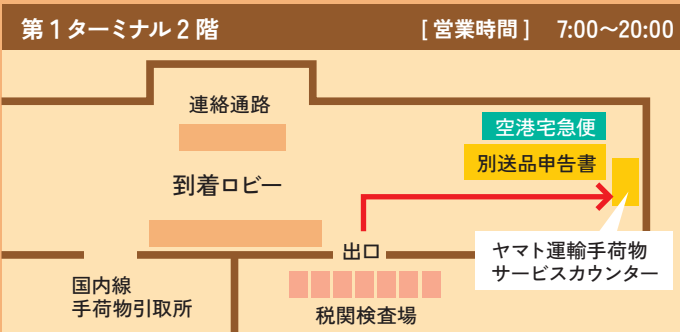


### 委託カウンター：ヤマト運輸



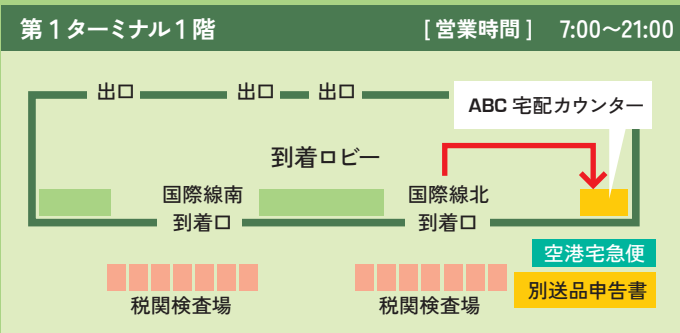
## 中部国際空港

### 委託カウンター：ヤマト運輸



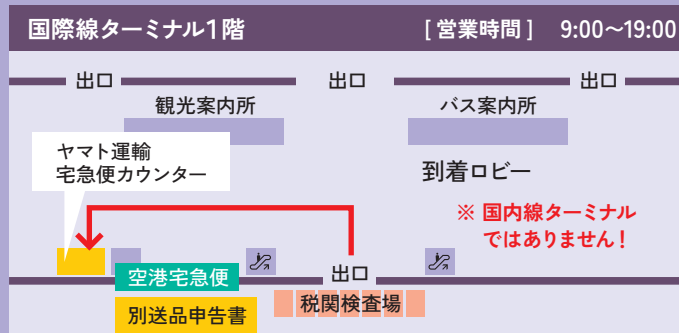
## 関西国際空港

### 委託カウンター：JAL ABC



## 福岡空港

### 委託カウンター：ヤマト運輸



日本国内での  
お問い合わせ先

海外引越荷物全般(航空便・船便) / 別送国際宅急便(船便)をご利用の方  
【お客様サービスセンター】(営業時間 9:00~17:00)

0120-804-814

別送国際宅急便(航空便)をご利用の方  
(営業時間 9:00~17:00)

0120-801-062

# 別送品申告書の記入例

ご記入いただくにあたり、いくつか注意点があります。ご確認をお願いいたします。

会社名や学校名を記入してください。

ホテルや勤め先の住所は記入しないでください。

お荷物を出された方のお名前を記入してください。

同時に帰国しているご家族がいる場合は、同伴家族の人数を記入してください。

(A面) 日本国政府  
税関様式0第5310号

**携帯品・別送品申告書**

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。  
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

送業者(船舶)名	出 発 地
入 国 日	年 月 日
氏 名	フリガナ
職 業	
生年月日	年 月 日
旅券番号	
同伴家族	20歳以上 名: 6歳以上20歳未満 名: 6歳未満 名:

※ 以下の質問について、該当する口に「/」でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか？

① 日本への持込みが禁止又は制限されているもの(B面を参照)	はい	いいえ
② 免税範囲(B面を参照)を超える購入品・お土産品・贈答品など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 商業貨物・商品サンプル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 他人から預かったもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。

2. 100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか？

はい	いいえ
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。

3. 別送品(入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別送った荷物(引越荷物を含む。))がありますか？

はい	( 値 )	いいえ
<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

※「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記載したこの申告書を呈し、税関に提出して、税関の検閲を受けてください。(入国後6か月以内に輸入するものに限る。)  
税関の検閲を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

**【注意事項】**  
海外で購入したものを、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為があると、処罰されることがありますので注意してください。  
この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署 名

(B面)

※入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。(A面の1.及び3.ですべて「いいえ」を選択した方は記入する必要はありません。)  
(注)「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に限る。1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のもは記入不要です。  
また、別送した荷物の詳細についても記入不要です。

酒 類	本	税関記入欄
たばこ	紙 巻	本
	葉 巻	本
	その他	個
香 水		わす
その他の品名	数 量	価 格

+税関記入欄

円

◎日本への持込みが禁止されているもの  
① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤、MDMAなど  
② けん銃等の銃砲、これらの銃砲弾やけん銃部品  
③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など  
④ 貨幣・紙幣・有価証券・クレジットなどの偽造品など  
⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど  
⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

◎日本への持込みが制限されているもの  
① 銃銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類  
② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品(ヒ・ヘビ・ワガメ・象牙・ジャコウ・ヒクソウなど)  
③ 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品(ソーシ・ジャーキー類を含む。)、野菜、果物、米など  
※事前に検疫確認が必要な動植物・野菜等の詳細は必ずB面に記載してください。

◎免税範囲(乗組員を除く)  
・酒類3本(760ml/本)  
・紙巻たばこ。外国製及び日本製各200本  
(非居住者の方の場合は、それぞれ2倍となります。)  
※20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。  
・香水2わす(1わすは約28ml)  
・海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物  
(入国者の個人的使用に供するものに限る。)  
※海外市価とは、外国における通常の小売価格(購入価格)です。  
※1個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。  
※6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税になりません。

日本に入国(帰国)されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税関に提出していただく必要があります。

携帯して持ち込んだ品物のみを記入してください。  
※引越荷物に入れた品物は記入しないでください。

日本への持込みが禁止、または制限されているものが記載されているのでよくお読みください。

入国(帰国)時に持ち込む商業貨物や商品サンプルには適用されません。携帯して持ち込むものと引越荷物(別送品)と両方がある場合には、両方を合算します。

必ずご署名ください。

「はい」に必ずチェックしてください。  
航空便・船便荷物の箱数をそれぞれ記入してください。  
例) SEA 50個 AIR 10個

税関で確認が必要な事項ですので必ずお答えください。